

別紙

保有個人情報の開示の実施の方法

国家公安委員会及び警察庁における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第23条に基づく保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

第1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、3及び4に掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、国家公安委員会及び警察庁がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

- 1 当該文書又は図画（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、2に規定するもの）の閲覧
- 2 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- 3 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- 4 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第2 録音テープ又は録音ディスク（以下「録音テープ等」という。）に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

- 1 当該録音テープ等を専用機器により再生したものの聴取
- 2 当該録音テープ等を録音カセットテープに複写したものの交付

第3 ビデオテープ又はビデオディスク（以下「ビデオテープ等」という。）に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

- 1 当該ビデオテープ等を専用機器により再生したものの視聴
- 2 当該ビデオテープ等をビデオカセットテープに複写したものの交付

第4 第2及び第3に該当しない電磁的記録のうち、警察庁が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができる場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

- 1 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- 2 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- 3 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

第5 第2から第4までの方法により開示を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条に規定する開示の実施方法に準じた方法により開示を行う。